

高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

流域治水部会設置要綱（改定案）

（目的）

第1条 この要綱は、平成30年7月豪雨をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、高梁川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための検討・実施状況の確認等を行うことを目的として「高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「協議会」という）の下に設置する「流域治水部会」に関する必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 流域治水部会は、次の事項について所掌する。

- 2 高梁川流域で行う流域治水の検討。
- 3 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」（案）の作成。
- 4 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況の確認。
- 5 その他、流域治水に関して必要な事項。
- 6 流域治水部会で協議した結果について、協議会へ報告。

（組織構成）

第3条 流域治水部会の組織構成は、以下のとおりとする。

- 2 流域治水部会は、別紙に掲げる部会員をもって構成する。
- 3 流域治水部会は、前項によるもののほか、必要に応じて部会員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第4条 流域治水部会は、原則非公開とし、流域治水部会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

（事務局）

第5条 流域治水部会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、中国地方整備局 岡山河川事務所、岡山県土木部河川課及び広島県土木建築局河川課が務める。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、流域治水部会の運営に関し必要な事項については、流域治水部会で定めるものとする。

（附則） 本要綱は、令和2年8月7日から施行する。

改定 令和2年9月16日（構成員の追加）

高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 流域治水部会

(構成員(案))

岡山市 下水道河川局 下水道河川計画課 河川防災担当課長
倉敷市 危機管理課長
笠岡市 危機管理部長
井原市 建設課長
総社市 危機管理室長
高梁市 防災復興推進課長
新見市 危機管理室長
浅口市 くらし安全課長
早島町 総務課長
矢掛町 総務防災課長
岡山県 土木部河川課長
岡山県 危機管理課長
福山市 港湾河川課長
庄原市 危機管理課長
神石高原町 建設課長
広島県 河川課長
中国電力株式会社 東部水力センター 土木第六課長
気象庁 岡山地方气象台 防災管理官
農林水産省 中国四国農政局 農村振興部 設計課 水利計画官
国土交通省 中国地方整備局 岡山国道事務所 管理第二課長
国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所 調査設計課長
国土交通省 中国地方整備局 高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所 工務課長

(オブザーバー(案))

里庄町 農林建設課長